

## 決定書

異議申出人

丹波市柏原町柏原 5315 番地

岩崎 政義

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和2年11月30日付で提起された令和2年11月15日執行の丹波市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は、次のとおり決定する。

### 主文

本件異議申出を棄却する。

### 異議申出の要旨

#### 1 異議申出の趣旨

選挙の効力を争う

#### 2 異議申出の理由

林時彦氏の選挙公報、選挙ビラに、「とにかくコロナ対策、全市民に1人あたり5万円還元！」があり、選挙期間中の柏原町柏原フレッシュバザール柏原店での演説で、林氏は「わたしに投票すれば、5万円がもらえます。」との主旨の演説をしている。この演説を私は、直接は聞いていないが、第三者より聞いた。公職選挙法では、買収は禁じられているが、「自分に投票し、自分が市長になれば、コロナ対策として5万円が入る。」というのは、買収の要素があるよう思う。

5万円は個人の金でなく公金であるが、市長の権限で5万円がもらえると思った有権者がいたのではないか。全市民5万円支給には約32億円必要であるが、財源として、新庁舎建設基金24億円をあてるとしているが、これらの財源は、議会の議決が必要であり確定でなく、議決は難しいと思われる。支給できない可能性の強い5万円を支給するというのは、うそになるのではないか。

私の得票は1,048票で、当落に影響はないと思われるが、林氏と谷口氏の得票差は3,227票であり、この買収的なコロナ対策の5万円還元により、林氏

と谷口氏の当落に影響を与えた可能性があると思う。

### 3 決定の理由

- (1) 当委員会は、申出書の要件を満たしていることから、本件異議申出を受理した。
- (2) 申出人の主張する当選人による「5万円還元」等の文書図画については、当選人の選挙ビラ、選挙公報等に掲載されていることからも確認できる。
- (3) 公職選挙法第 205 条第 1 項は、「選挙の規定に違反することがあるとき」に、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」選挙の全部又は一部を無効とすべきものと定めている。

ここでいう「選挙の規定に違反があるとき」とは、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき、又は直接そのような明文の規定は存在しないが、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときのいずれかを指すものと解される（最判昭和 27 年 12 月 4 日、同昭和 51 年 9 月 30 日）。

本件選挙においては、当委員会が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあったと認めるに足りる事実はなく、申出人もその旨の主張はしていない。また、申出人は買収の要素があったと主張するが、この点について選挙運動の取締規定ないし罰則に触れるというだけでは選挙の規定違反には当たらないと解されている（最判昭和 30 年 8 月 9 日）。

のことからすると、選挙の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害されるときに当たるか否かが専ら問題となる。

「自由公正の原則が著しく害されるとき」については、不法な選挙運動又は選挙干渉若しくは選挙妨害が一定の選挙区にわたり、全般的かつ組織的に行われて選挙の自由公正が没却されるような場合（大審昭和 18 年 10 月 29 日）とされており、これは何人も公正な選挙と認めないような稀有の例である。

一方、公職選挙法は、選挙運動用ビラについて一定の規制を加えている（同法 142 条）が、右の規制はビラの枚数、規格、領布方法を制限し、あるいはビラに領布責任者及び印刷者の氏名及び住所を必ず記載すべきことを要求するなどの形式的な事項についてのものにすぎないのであって、選挙における候補者の主張に関するビラの記載内容についてはなんら規制の対象とされておらず、選挙管理委員会がこれを審査し、その取消し又は修正を命じるべきことを認めた規定も存しない。そして、同法は、他方において、政見放送をする場合には録音又は録画した政見を「そのまま」放送すべきものとし（同法 150 条 1 項）、また、選挙公報には候補者からの申請のあった

掲載文を「原文のまま」掲載すべきものと定めている（同法 169 条 3 項）。公職選挙法のこのような規定を鑑みれば、同法は、選挙における候補者の主張に関するビラ等の記載内容について選挙管理委員会がその当否を審査し、その取消し又は修正を命ずるなどのことは、選挙管理委員会が候補者の主張そのものに介入、干渉することになり、ひいては選挙の自由公正を害するものであるとして、これを認めない趣旨であると解される。

これらのことからすると、本件選挙においても、当選人のビラ等の文言の当否を問題として選挙の効力を否定すべきものではないというべきであるし、申出人が主張する当選人の掲げた文書図画等が、直ちに自由公正な選挙を阻害したとすることはできないといえる。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件選挙を無効とする理由はない。

(4) 次に、申出人の主張が、公職選挙法第 206 条にいう当選の効力に関する異議申出の理由となるかどうかを判断すると、選挙の法規の違反により当選が無効とせられる場合であっても、収支報告書の支出金額が制限額を超過した場合は、別に同法第 210 条に、これを理由とする当選無効の訴訟を規定し、更に行為が同法申罰則に掲げる行為に該当する場合、当選人については、有罪判決の確定により、当然にその当選を無効とし、選挙運動総括主宰者及び出納責任者については、有罪判決の確定の上、当選無効の訴訟を提起することができることを規定していることからすれば、当選人等の行為が罰則に掲げる行為に該当する場合には、刑事上の訴追によりその責任を明らかにし、その結果により、当選を無効とするものであるので、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法申罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないと解される。

よって、申出人が主張する事実は、異議申出の理由とはなり得ないものと解すべきであるから、本件異議申出はその主張自体理由がないものといわなければならない。

以上の理由により、主文のように決定した。

令和 2 年 12 月 1 日

丹波市選挙管理委員会  
委員長 金川 方子

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第

215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で兵庫県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。